別記様式（附則第二条関係）

定 期 報 告 書

平成　　年　　月　　日

都道府県知事　　殿

住　所

氏　名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）　印

電話番号　　―　　―

家畜伝染病予防法第12条の４第１項の規定により、以下のとおり報告します。

<table>
<tr><td>家畜の所有者の氏名又は名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>家畜の所有者の住所</td><td colspan="4">郵便番号　　―</td></tr>
<tr><td>管理者の氏名又は名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>管理者の住所</td><td colspan="4">郵便番号　　―</td></tr>
<tr><td>農場の名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>農場の所在地</td><td colspan="4">郵便番号　　―</td></tr>
<tr><td rowspan="8">家畜の種類及び頭羽数</td><td colspan="3">乳用雌牛</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>成牛</td><td>育成牛</td><td>子牛</td></tr>
<tr><td>頭</td><td>頭</td><td>頭</td></tr>
<tr><td colspan="4">肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）</td></tr>
<tr><td>成牛（肥育後期の牛）</td><td>肥育前期の牛</td><td>育成牛</td><td>子牛</td></tr>
<tr><td>頭</td><td>頭</td><td>頭</td><td>頭</td></tr>
<tr><td colspan="4">肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）</td></tr>
<tr><td>成牛（肥育後期の牛）</td><td>肥育前期の牛</td><td>育成牛</td><td>子牛</td></tr>
<tr><td>頭</td><td>頭</td><td>頭</td><td>頭</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="11">家畜の種類及び頭羽数（続き）</td><td colspan="3">繁殖牛</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>成牛</td><td>育成牛</td><td>子牛</td></tr>
<tr><td>頭</td><td>頭</td><td>頭</td></tr>
<tr><td rowspan="2">肥育豚（子豚を除く。）</td><td colspan="2">繁殖豚</td><td rowspan="2">子豚</td></tr>
<tr><td>成豚</td><td>育成豚</td></tr>
<tr><td>頭</td><td>頭</td><td>頭</td><td>頭</td></tr>
<tr><td colspan="2">採卵鶏</td><td rowspan="2">肉用鶏</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>成鶏</td><td>育成鶏</td></tr>
<tr><td>羽</td><td>羽</td><td>羽</td></tr>
<tr><td>その他（　　）</td><td>その他（　　）</td><td>その他（　　）</td><td>その他（　　）</td></tr>
<tr><td>頭(羽)</td><td>頭(羽)</td><td>頭(羽)</td><td>頭(羽)</td></tr>
<tr><td>畜舎等の数</td><td>畜舎</td><td></td><td>ふ卵舎</td><td></td></tr>
</table>

注意　1　本報告書は、農場ごとに、家畜の所有者（当該所有者以外の管理者がある場合にあっては、当該管理者）が作成し、提出すること。また、本報告書に記載する事項は、当該年の10月１日時点のものとすること。

2　「管理者の氏名又は名称」欄及び「管理者の住所」欄には、家畜の所有者以外に当該家畜の管理者がある場合に記入すること。

3　家畜の飼養頭羽数については、当該年の10月１日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあっては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとすること。

4　「家畜の種類及び頭羽数」の欄における用語の意義は、次のとおりとする。

⑴　「乳用雌牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満４月以上満24月未満のものをいい、「子牛」とは日齢が満10日以上で月齢が満４月未満のものをいう。

⑵　「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満24月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満９月以上満24月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満４月以上満９月未満のものをいい、「子牛」と

は月齢が満４月未満のものをいう。

⑶　「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満17月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満７月以上満17月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満４月以上満７月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満４月未満のものをいう。

⑷　「繁殖牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満４月以上満24月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満４月未満のものをいう。

⑸　「子豚」とは、離乳した豚であって月齢が満３月未満のものをいう。

⑹　「繁殖豚」において、「成豚」とは月齢が満12月以上のものをいい、「育成豚」とは月齢が満３月以上満12月未満のものをいう。

⑺　「採卵鶏」において、「成鶏」とは日齢が満150日以上のものをいい、「育成鶏」とは日齢が満150日未満のものをいう。

５　「家畜の種類及び頭羽数」の「その他（　）」の欄には、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、いのしし、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、その種類ごとに該当するものを括弧内に記入の上、その頭数（羽数）を記入すること。